

栃木県の中期財政収支見込みについて

1 概要

本県を取り巻く厳しい財政状況を踏まえ、持続可能な財政基盤の確立のため、中期的な視点に立った財政運営を進めていく必要があることから、平成25年度までの中期財政収支見込みを作成した。

平成21年度当初予算案の数値を基礎に、国の「経済財政の中長期方針と10年展望 比較試算」（以下「10年展望」という。）等を参考に、いくつかの前提条件を設定して機械的に試算したものである。したがって、今後の経済環境の変化や地方分権改革などによって、試算した数値は大きく変動する。

試算に当たっては、「10年展望」に基づく場合に加えて、県税と地方交付税（臨時財政対策債を含む）等を合わせた地方一般財源を平成21年度と同額とした場合の2種類のケースを作成した。

2 試算の考え方

前提条件

- ・対象 平成21年度当初予算案を前提とした一般会計の当初予算
- ・期間 平成21～25年度までの5年間
- ・手法 歳出総額ベース及び一般財源ベースで試算

主な項目の試算の考え方

（歳入）

- ・県税については、「10年展望」における名目成長率等を参考に見込んだ。
また、地方法人特別税の創設による法人事業税減額の影響を見込んだ。
- ・地方交付税については、次の2種類を見込んだ。
ケース：「10年展望」における地方交付税等の数値に基づく場合
ケース：県税と地方交付税（臨時財政対策債を含む）等を合わせた地方一般財源を平成21年度と同額とした場合
- ・地方譲与税については、地方法人特別譲与税の創設による譲与額を見込んだほか、他の譲与税は平成21年度と同額とした。
- ・県債については、各年度の投資的経費の歳出見込等に基づき算出した。臨時財政対策債については、「10年展望」における地方債の伸び率等を参考に見込んだ。

（歳出）

- ・職員費については、ベースアップは見込まず、定員管理計画に基づく減員を見込んで試算した。
- ・公債費については、既発行分の元利償還金に今後の県債発行見込分を加えて見込んだ。
- ・主要義務費については、平成21年度の制度により所要額を見込んだ。
- ・投資的経費については、平成22年度 3.0%、それ以降は前年度同額で見込んだ。
なお、大規模建設事業等については、年次計画に基づき所要額を見込んだ。
- ・その他一般行政費は、国の「基本方針2006」の改革期間である平成23年度まで各年度 1.0%、それ以降は前年度同額で見込んだ。